

レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

＝11月1日からレンタカーの増車等の届出が不要になります＝

※ただし、マイクロバスを除く

新たに届出が不要になる手続き

- ➡増車（マイクロバスを除く。）
- ➡代替（マイクロバスを除く。）
- ※減車は以前から届出不要

引き続き届出が必要な手続き

- ➡氏名、名称及び住所の変更
- ➡貸渡事務所の変更
- ➡マイクロバスの増車
- ➡マイクロバスの代替

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

代わりに、レンタカー事業者証明書(写)の添付が必要となりますので、あらかじめ管轄運輸支局の輸送担当でレンタカー事業者証明書の交付手続きを行ってください(手続きから交付までには数週間程度かかる場合もあります)

※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です

レンタカー事業者証明書とは

- ・レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- ・交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
- ・証明書の有効期限は、5年です（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です）。
- ・証明書の有効範囲は、近畿運輸局、神戸運輸監理部、その管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- ・レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

令和3年12月1日 交付番号第 1810 号

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。

貸渡人	氏名又は名称	国土交通レンタカー株式会社
住 所	住 所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 ※本住所を記載
有効期限	有効期限	2026年12月31日 ※有効期限内で有効

本証明書は、マイクロバスの登録に必要ない。軽自動車検査協会の交付する「軽自動車等連絡書」の交付を併用する。

【注意事項】

- 1) レンタカー事業者の登録を行う際は本証明書の写しを運輸支局輸送担当事務所に提出すること。
- 2) 本証明書の有効期限が満了した場合は、登録期間満了前までに申請し、有効期限を延長し、再提出すること。
- 3) 貸渡人の名称及び住所が変更された場合は、変更後、運輸支局輸送担当事務所に「名称変更届出書」を提出すること。
- 4) レンタカー事業者として登録している事業者が、貸渡し業務を中止する場合は、運輸支局輸送担当事務所に「廃止届出書」を提出すること。
- 5) 本証明書は、貸渡し業務の「貸渡業務報告書」及び「乗客別乗車履歴報告書(乗客・乗務員)」を添付して、運輸支局の許可を得る必要がある。
- 6) 貸渡業務(乗客)は1人以上20人以下であり、かつ、乗客が7人以内の乗客に限る。1) 以上、乗客数20人以上の乗客が乗車する乗客専用バス(乗客専用自動車)の登録申請を行う場合は、運輸支局の許可を得る必要がある。
- 7) 乗客専用バス(乗客専用自動車)は、国土交通省令第122号(平成22年12月30日)を施行する(名称)自動車(1)第4条第1項(号)1)に該当するものであること。
- 8) 乗客専用バス(乗客専用自動車)は、国土交通省令第122号(平成22年12月30日)を施行する(名称)自動車(1)第4条第1項(号)1)に該当するものであること。
- 9) 本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないが、軽自動車検査協会の事業用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていること。
- 10) 本証明書は、近畿運輸局、神戸運輸監理部、その管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会に提出すること。
- 11) 本証明書は、レンタカー事業者の登録申請にのみ使用してはならない。
- 12) 本証明書の有効期限は、5年であること。
- 13) 本証明書の第二号の一の欄を「貸渡し」にする。

運輸支局長 印

国土交通省 近畿運輸局 輸送部 輸送課

ご注意ください！！

事業者証明書(写)はレンタカーとしての登録を希望する場合のみ添付ください。
レンタカー以外の自家用車を登録する場合に誤って添付しないようご注意ください！

※具体的な申請手続きは管轄の運輸支局輸送部門にお問い合わせください。